

2012年度 事業報告書

2012年1月1日から2012年12月31日まで

特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・東京

1 事業の成果

知的障害のある人たち（以下、アスリートという）に、日常継続的にオリンピック競技に準じたスポーツトレーニングプログラム、及び文化プログラムを提供し、その成果を発表する場である競技会を開催することによって、アスリート達がスポーツ技能及び文化的な余暇享受能力の向上を図ることができ、市民ボランティアたちと日々の練習の成果、その感動、友情をわかちあうことができた。そして、アスリート達が活動を通じ、より一層自信や誇りを持ち社会性を培っていくことができた。

多くの対外的なスポーツ大会にアスリートを派遣することで、アスリートたちが日々の練習の成果を発表する場を増やせた同時に、アスリート自身も大会参加を通じて大きく成長することができた。また大会に参加できなかったアスリートにとっても、トレーニングでの目標ができ、今後の活動に生かすことができた。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)	
(1) 知的発達障害者に対するスポーツ事業	① スポーツトレーニングの実施	日常的にスポーツトレーニングプログラムを実施する	日常定常的(年間を通して実施、主に土日)	東京都内 他	スタッフ ボランティア 616名	アスリート 1,339名	6,158
	② スポーツ大会の実施	<主催>2012年第12回SON東京夏季地区大会	6月16日、17日	東京都障害者総合スポーツセンター、陸上自衛隊上条駐屯地、東京家政大学都立第二王子特別支援学校、東京ポートボウル、日本体育大学東京・世田谷キャンパス	スタッフ ボランティア 610名	アスリート 287名	2,332
		<共催>2012年第1回ISO日本関東ブロックフロアホッケー競技会	7月28日	江戸川区総合体育館	スタッフ ボランティア ファミリー 38名	アスリート 25名	
		<共催>2012年第1回ISO日本関東ブロックボウリング競技会	11月24日、25日	東京ポートボウル	スタッフ ボランティア 61名	アスリート 47名	
	③ スポーツ大会への派遣	2012年第5回SON冬季ナショナルゲーム・福島	2月10日～12日	沼尻スキー場、磐梯熱海アイスアリーナ 猪苗代町総合体育館 カリーナ	ボランティア スタッフ 26名	アスリート 58名	1,589
		第18回東京ゆめあいバスケット大会	2月19日	都立王子特別支援学校体育館	ボランティア 7名	アスリート 18名	
		2012東京CUP卓球大会	3月17日、18日	東京都障害者総合スポーツセンター	ボランティア 2名	アスリート 11名	
		第13回東京都障害者スポーツ大会	5月13日、26日、27日 6月2日、3日	駒沢オリンピック公園総合運動場、東京都障害者総合スポーツセンター 板橋区立小豆沢体育館	ボランティア 15名	アスリート 90名	
		第7回全日本フロアホッケー競技大会・山形大会	9月16日	山形市総合スポーツセンター	ボランティア 15名	アスリート 6名	
		第5回全日本知的障害児・者サッカー競技会	10月21日	江戸川区陸上競技場	ボランティア 2名	アスリート 17名	
SON・埼玉 第6回埼玉大会		9月17日、11月3日	越谷市しらこぼと運動公園競技場 大宮商業高校、大宮武道館、大宮体育館	ボランティア 10名	アスリート 47名		
(2) 知的発達障害者に対するスポーツ指導者の育成事業	① コーチクリニック(認定コーチ養成)	バスケットボール	4月1日	東京都立中部総合精神保健福祉センター	ボランティア 3名	アスリート ボランティア ファミリー 58名	129
		ボウリング	5月12日	東京ポートボウル	ボランティア 3名	ボランティア ファミリー 36名	
		ゼネラル オリエンテーション	4月1日	東京都立中部総合精神保健福祉センター	スタッフ ボランティア 5名	アスリート ボランティア ファミリー 51名	
			5月12日	東京ポートボウル		ボランティア ファミリー 53名	
			12月11日	スペシャルオリンピックス日本事務局		ボランティア ファミリー 11名	
	② コーチトレーニング(実技)	各スポーツプログラム	随時	東京都内 他	各2～3名	各10名前後	
		ボウリング	1月～12月 6回	アイビーボウル向島	ボランティア 各2～3名	ボランティア ファミリー 延20名	
		卓球	1月～12月 計3回	各会場 他	ボランティア 各2～3名	ボランティア ファミリー 延50名	
	③ 研修会(実技+講義)	JSCA知的障害者水泳研修会	11月1日	ミスミミングクラブ品川	-	ボランティア 1名	
	④ 審判講習会	フロアホッケー	6月2日、3日	東京YMCA東陽町センター 都立江東特別支援学校	スタッフ ボランティア 3名	アスリート ボランティア ファミリー 25名	

事業名	事業内容		実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)	
(3) 知的発達障害者に対する文化事業	① 講座開催事業	文化プログラム講座の実施	随時	桐朋学園、杉並区立中瀬中学校、高円寺障害者交流館、スマイル中野、国立オリンピック記念青少年総合センター他、都内公共施設	スタッフ ボランティア 50名	アスリート 215名	101	
(4) 知的発達障害者に関する一般社会の理解をより深めるための広報・啓発・普及事業	① webページの開設運営	webページの制作、運営、更新	随時	法人事務所、ボランティア自宅	スタッフ ボランティア 20名	一般対象 不特定多数	3,310	
	② 出版物の発行	ニュースレター発行 ポスター、チラシ制作	年3回 (3月,8月,12月)	法人事務所、ボランティア自宅	広報委員会 7名	アスリート ボランティア ファミリー 及び一般 10,000名		
	③ 普及活動	アスリート人会 オリエンテーション		毎月3回	法人事務所	スタッフ 3名		新規入会希望者 105名
		ボランティア説明会		毎月1回	法人事務所、SO日本事務所	ボランティア 委員会 5名		一般
		学校連携プログラム (ファミリー講演/ フロアホッケー・合唱 プログラム公開授業)		9月7日 9月14日、15日	杉並区立中瀬中学校	アスリート ボランティア 20名		同校教師・生徒 約1100名
		学校連携プログラム (スタッフ講演)		9月27日	江東区立第二南砂中学校	スタッフ 2名		同校教師・生徒 約80名
		第10回チャリティウォーク&ラン フェスティバル・10周年記念イベント		10月21日	草居周辺、東京海上日動ビル新館 ニッポン放送イマジンスタジオ	スタッフ ボランティア 166名		アスリート ボランティア ファミリー 一般 402名
		ワンハンドレッド倶楽部 視察の集い		10月21日	ニッポン放送イマジンスタジオ	スタッフ ボランティア 36名		一般 100名
		学校連携プログラム (スタッフ講演)		11月16日	聖心女子学院初等科	スタッフ 1名		同校教師・生徒 約580名
	企業・団体向け説明会		随時	企業・団体関連施設	スタッフ ファンドレイジング 委員会 10名	一般		
④ 啓発活動	ファミリー委員会主催 映画上映&座談会		7月7日、21日	江東区教育センター 東京都多摩障害者スポーツセンター	スタッフ ボランティア 10名	アスリート ファミリー 一般 73名		
	新生銀行クリスマスパーティ		12月14日	新生銀行本店 21階	スタッフ ボランティア 25名	アスリート ファミリー ボランティア 155名		
(5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業		会員管理システム構築・運用	通年	法人事務所、株式会社バソナ本社、 有限会社ユアーズ	スタッフ 4名	アスリート ボランティア ファミリー 約2,000名	304	

(2) その他の事業

実施なし

2012年度 特定非営利活動に係る事業会計 財産目録

2012年12月31日現在

特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・東京

(単位:円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金		
現金	140,344	
みずほ銀行 普通預金（一般出入金口座）	1,519,332	
みずほ銀行 普通預金（寄付入金口座）	2,162,641	
みずほ銀行 普通預金（特別指定口座）	2,228,142	
みずほ銀行 普通預金（ワンハンド'レット'倶楽部口座）	6,663,173	
みずほ銀行 普通預金（被仕向送金口座）	1,435,182	
みずほ銀行 定期預金	3,009,128	
ゆうちょ銀行 振替口座	17,198,690	
ゆうちょ銀行（一般出入金口座）	69,866	
ゆうちょ銀行 定額郵便貯金	2,530,204	
現金預金計	36,956,702	
前渡金（2013年分会場使用料）	319,400	
流動資産合計		37,276,102
2 固定資産		
工具器具備品（事務用機器）	568,409	
投資有価証券（債券）	1,000,000	
固定資産合計		1,568,409
資産合計		38,844,511
II 負債の部		
1 流動負債		
前受会費（2013年会費）	1,380,000	
預り金（源泉税）	133,691	
流動負債合計		1,513,691
負債合計		1,513,691
正味財産		37,330,820
負債及び正味財産合計		38,844,511

2012年度 その他の事業に係る会計 財産目録

2012年12月31日現在

特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・東京

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	0		
流動資産合計		0	
資産合計			0
II 負債の部			
1 流動負債	0		
流動負債合計		0	
負債合計			0
正味財産			0
			0

2012年度 特定非営利活動に係る事業会計 貸借対照表

2012年12月31日現在

特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・東京

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	36,956,702		
前渡金	319,400		
流動資産合計		37,276,102	
2 固定資産			
器具備品	568,409		
投資有価証券	1,000,000		
固定資産合計		1,568,409	
資産合計			38,844,511
II 負債の部			
1 流動負債			
前受会費	1,380,000		
預り金	133,691		
流動負債合計		1,513,691	
負債合計			1,513,691
III 正味財産の部			
前期正味財産	37,436,162		
当期正味財産増減額	▲ 105,342		
正味財産合計		37,330,820	
負債及び正味財産合計			38,844,511

2012年度 その他の事業に係る会計 貸借対照表

2012年12月31日現在

特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・東京

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	0		
流動資産合計		0	
資産合計			0
II 負債の部			
1 流動負債	0		
流動負債合計		0	
負債合計			0
III 正味財産の部			
期首正味財産		0	
当期正味財産増減額		0	
正味財産合計			0
負債及び正味財産合計			0

2012年度 特定非営利活動に係る事業会計 収支計算書

2012年1月1日から2012年12月31日まで

特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・東京

(単位:円)

科 目	金 額	
I. 収入の部		
1 入会金・会費収入		
① 入会金収入	355,000	
② 会費収入	4,555,000	4,910,000
2 寄付金収入		24,954,262
3 補助金収入		1,712,000
4 委託事業収入		304,500
5 雑収入		10,500
当期収入合計(A)		31,891,262
II. 支出の部		
1 事業費		
(1) スポーツ事業費		
① スポーツトレーニング費	6,158,106	
② スポーツ大会費	2,332,990	
③ スポーツ大会派遣費	1,589,836	10,080,932
(2) スポーツ指導者育成事業費		129,480
(3) 文化事業費		101,295
(4) 広報・啓発・普及事業費		3,340,921
(5) 給料手当		6,782,210
(6) 旅費交通費		333,164
(7) 外注費		126,000
事業費合計		20,894,002
2 管理費		
(1) 給料手当		5,205,974
(2) 法定福利費		1,315,392
(3) 福利厚生費		17,500
(4) 会議費		282,000
(5) 旅費交通費		410,931
(6) 通信運搬費		526,212
(7) 消耗品費		534,124
(8) 賃借料		2,293,200
(9) 諸会費		25,000
(10) 減価償却費		292,254
(11) 租税公課		70,000
(12) 修繕費		5,040
(13) 雑費		124,975
管理費合計		11,102,602
当期支出合計(B)		31,996,604
III. 収支差額の部		
当期収支差額(A)-(B)		▲ 105,342
前期繰越収支差額(C)		37,436,162
次期繰越収支差額(A)-(B)+(C)		37,330,820

2012年度 その他の事業に係る会計 収支計算書

2012年1月1日から2012年12月31日まで

特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・東京

(単位:円)

科 目	金 額		
I. 収入の部			
1 チャリティー事業	0		
小計		0	
当期収入合計			0
II. 支出の部			
1 チャリティー事業	0		
小計		0	
2 繰入金支出			
特定非営利活動に係る事業への繰入金支出	0		
小計		0	
当期支出合計			0
当期収支差額			0
次期繰越収支差額			0

**2012年度 役員名簿及び
役員のうち報酬を受けたことがある者の名簿**

2012年 1月 1日から 2012年12月31日まで

特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・東京

役名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
理事	朝岡 美好		2012年1月1日 ～2012年12月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	池田 朝彦		2012年1月1日 ～2012年12月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	池田 裕一		2012年1月1日 ～2012年12月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	上田 邦俊		2012年1月1日 ～2012年12月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	梅村 郁		2012年1月1日 ～2012年12月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	岡松 武司		2012年1月1日 ～2012年12月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	鍛冶 良明		2012年1月1日 ～2012年12月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	監物 永三		2012年1月1日 ～2012年12月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	杉田 秀男		2012年1月1日 ～2012年12月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	諏訪 なほみ		2012年1月1日 ～2012年12月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	田口 弘明		2012年1月1日 ～2012年12月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	田窪 貞夫		2012年1月1日 ～2012年12月31日	年 月 日 ～ 年 月 日

理事	戸波 朝子	2012年1月1日 ～2012年12月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	中村 正弘	2012年1月1日 ～2012年12月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	野村 一路	2012年1月1日 ～2012年12月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	秦 政	2012年1月1日 ～2012年12月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	濱本 恒男	2012年1月1日 ～2012年12月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	日野 一男	2012年1月1日 ～2012年12月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	日野 君子	2012年1月1日 ～2012年12月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	廣田 光司	2012年1月1日 ～2012年12月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	細田 正実	2012年1月1日 ～2012年12月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	峰岸 和弘	2012年1月1日 ～2012年12月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	柳下 久米夫	2012年1月1日 ～2012年12月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	安田 準	2012年1月1日 ～2012年12月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	湯浅 泉	2012年1月1日 ～2012年12月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
監事	近野 博	2012年1月1日 ～2012年12月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
監事	村上 達彌	2012年1月1日 ～2012年12月31日	年 月 日 ～ 年 月 日

社員のうち10人以上の者の名簿

特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・東京

	氏 名	住 所 又 は 居 所
1	朝岡 美好	[Redacted]
2	池田 朝彦	
3	池田 裕一	
4	梅村 郁	
5	岡松 武司	
6	近野 博	
7	諏訪 なほみ	
8	田口 弘明	
9	田窪 貞夫	
10	中村 正弘	
11	日野 一男	

24生都管特第182号
平成24年5月14日

認 証 書

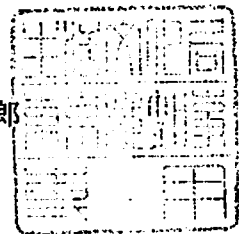
法人所在地 東京都江東区東陽二丁目2番20号
東京YMCA東陽町センター内

法人名 特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・東京

代表者氏名 池田 朝彦

平成24年1月17日に申請のあった定款変更については、特定非営利活動促進法第25条
第5項において準用する法第12条第1項の規定に基づき、認証します。

東京都知事 石原 慎太郎



特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・東京定款

新旧対照表

新	旧
<p>(特定非営利活動の種類)</p> <p>第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <p>(1) <u>学術、文化、芸術又はスポーツの振興</u>を図る活動</p> <p>(2)～(5) (現行のとおり)</p> <p>(6) <u>子ども</u>の健全育成を図る活動</p> <p>(7) (現行のとおり)</p> <p>(表決権等)</p> <p>第29条 各社員の表決権は、平等なるものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面又は<u>電磁的方法</u>により表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任できる。</p> <p>3～4 (現行のとおり)</p> <p>(招集)</p> <p>第34条 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は<u>電磁的方法</u>により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p> <p>(表決権等)</p> <p>第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は<u>電磁的方法</u>により表決することができる。</p> <p>3～4 (現行のとおり)</p>	<p>(特定非営利活動の種類)</p> <p>第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <p>(1) スポーツ、学術、文化、又は芸術の振興を図る活動</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 青少年の健全育成を図る活動</p> <p>(7) (略)</p> <p>(表決権等)</p> <p>第29条 各社員の表決権は、平等なるものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面又はファクシミリ、eメールにより表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任できる。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>(招集)</p> <p>第34条 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又はファクシミリ、eメールにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p> <p>(表決権等)</p> <p>第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又はファクシミリ、eメールにより表決することができる。</p> <p>3～4 (略)</p>

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) (現行のとおり)
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3)～(5) (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(解散)

第56条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1)～(4) (現行のとおり)
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) (現行のとおり)

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、社員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 (現行のとおり)

(残余財産の帰属)

第57条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、この法人と類似の目的をもつ法人の中から、総会で選定されたものに譲渡するものとする。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又はファクシミリ、eメールによる表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3)～(5) (略)

2 (略)

(解散)

第56条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1)～(4) (略)
- (5) 破産
- (6) (略)

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、社員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 (略)

(残余財産の帰属)

第57条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、この法人と類似の目的をもつ法人の中から、総会で選定されたものに譲渡するものとする。

特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・東京 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・東京という。略称は「SON東京」とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都江東区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く知的発達障害のある人たち（「アスリート」という）に対して、様々なオリンピック競技種目に準じたスポーツトレーニングや競技会を提供し、アスリートの健康な体や体力の保持増進、スポーツ技能及び文化的な余暇享受能力の向上を図ることにある。活動を共にする市民ボランティアと才能や技能そして友情をわかちあう継続的な機会を通して、アスリートに対する理解が広がり、よりよい地域社会の実現に寄与すること。そして、アスリートが、人間としての自信と誇りを持ち、市民として自立することに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 知的発達障害者に対するスポーツ事業
 - ① スポーツトレーニングの実施
 - ② スポーツ大会の実施
 - ③ スポーツ大会への派遣
 - (2) 知的発達障害者に対するスポーツ指導者の育成事業
 - (3) 知的発達障害者に対する英会話、合唱、音楽等の文化活動支援事業
 - ① 文化的なプログラム実施のための講座開催事業
 - ② 文化的なプログラム実施の成果の発表の場設定事業
 - (4) 知的発達障害者に関する一般社会の理解をより深めるための広報・啓発・普及事業
 - ① ホームページの開設運営
 - ② 出版物の発行
 - ③ イベントの開催
 - (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 この法人は次のその他の事業を行う。
- (1) 物品の販売

(2) チャリティ催事の開催

- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなくてはならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員等

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上25名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、1名以上2名以内を副理事長とする。

3 理事のうち、1名を専務理事とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において社員のなかから選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を掌理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。尚、理事は本法人の職員を兼ねることができる。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事会に出席し、理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。再任は妨げないが、連続3期までとする。ただし、理事会において、特別な議決がなされた場合は、連続3期を超えることができる。特別な議決の内容については、総会において別に定める細則に基づくこととする。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。尚、本項の規定による役員任期については、前項のただし書は適用しない。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数が欠けたとき(理事の場合は10名未満となったとき、監事の場合1名未満となったとき)は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、原則として無報酬とする。

(名誉会長・会長・顧問・参与)

第20条 この法人に、法上の役員のほか、名誉会長、会長、顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 名誉会長、会長、顧問及び参与は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 名誉会長、会長、顧問及び参与は、重要な事項について、理事長の諮問に応じ理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 名誉会長、会長、顧問及び参与の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、社員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任並びに職務
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 社員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から21日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 総会は、社員総数の3分の1以上の出席をもって開会する。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、総会に出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各社員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任できる。
- 3 前項の規定により表決した社員は、前 2 条、次条第 2 項及び第 55 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 社員総数及び出席者数（委任状がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会は在任理事の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって開会する。

（表決権等）

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 運営組織

（執行委員会）

第39条 この法人は、事業の円滑な運営を図るために、理事会の議決を経て、執行委員会等の執行・運営組織を置くことができる。

（執行委員会の構成）

第40条 執行委員会は理事及びスペシャルオリンピックスの活動に関して経験と知識のある者の中から理事長が選任する執行委員によって構成される。

（機能）

第41条 執行委員会は、理事長が主催し、理事会が委任したこの法人の業務を審議・執行し、又、総会に付議すべき事項を事前に審議し理事会に提案する。

（事務局）

第42条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 職員の任免は、理事長が行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第8章 資産及び会計

（資産の構成）

第43条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金、会費

- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第44条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第45条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第46条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第47条 この法人の会計は、次の通り区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業に関する会計
- (2) その他の事業に係る会計

(事業計画及び予算)

第48条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第49条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第50条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

(予算の追加及び更正)

第51条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第52条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、3ヶ月以内に総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第53条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第54条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第55条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第56条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 社員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、社員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第57条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、この法人と類似の目的をもつ法人の中から、総会で選定されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第58条 この法人が合併しようとするときは、総会において社員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第59条 この法人の公告は、この法人の掲示場及びホームページに掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第11章 雑則

(細則)

第60条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	加美山 節
副理事長	三井 嬉子
副理事長	緒方 直助
理事	新井 廣和

理事	飯塚	俊二
理事	池田	朝彦
理事	市村	茂樹
理事	大谷	達之
理事	後藤	弁夫
理事	齊木	博
理事	須田	泰明
理事	中西	義治
理事	野村	晋右
理事	正村	孝司
理事	村上	達彌
理事	村上	雅則
理事	柳田	桂子
理事	吉崎	勇
監事	石田	富男
監事	古野	晋一郎

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 2005 年 3 月 31 日までとする。ただし、この任期については、第 16 条第 1 項ただし書の適用において算入しないものとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 48 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 53 条の規定にかかわらず、成立の日から 2004 年 12 月 31 日までとする。
- 6 この法人設立当初の正会員および一般会員の入会金及び会費は、第 8 条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員 (個人・団体)	5,000円
	一般会員 (個人・団体)	0円
(2) 年会費	正会員 (個人・団体)	5,000円
	一般会員 (個人・団体)	0円

施行 平成16(2004)年4月23日
改正 平成24(2012)年5月14日